

業務委託仕様書

《新産業創出ネットワーク事業（専門家による伴走支援）》

1 業務委託内容

(1) 専門家の選定

企業の新事業創出に関して豊富な支援実績を持つ専門家を選定すること。

(2) 県内企業の掘り起こし

新規事業への取組意欲が高い中小企業等をホームページ等により募集し、応募した事業者に対してヒアリング等を実施し、事業計画等に関する助言等を行うこと。

(対象事業者数は、5～6者を想定)

(3) コンサルティング支援

専門家による助言を以下の段階で行うこと。

ア 県内中小企業等における新規事業の事業化から販路開拓までの各段階

イ 新産業創出支援補助事業に係る事業計画の策定段階

ウ 新産業創出支援補助事業に係る実施段階

・令和4年度・令和5年度から継続して新事業創出支援事業補助金を活用している
補助事業者

・令和6年度から新事業創出支援事業補助金を活用する補助事業者

なお、事業者の募集は受託者が行うこととするが、ウについては、かごしま産業支援センター（以下「センター」という。）が該当事業者に対し希望の有無を確認する。

(4) その他

伴走支援を受ける事業者の選定のために、伴走支援を行う専門家等による審査を行い、センターに報告すること。

センターは審査結果を知事に報告し、知事が対象事業者の採択決定を行う。

(対象事業者数は、上記(3)ア～ウを合わせて15者程度を想定)

なお、実施回数、実施方法、実施時期については、センター及び伴走支援を受ける事業者と協議の上、決定する。

また、事業者によって実施回数等に差異が生じることが想定されるため、支援の詳細は契約締結後とする。

(5) 進捗状況管理

コンサルティング支援の実施状況を取りまとめ、定期的にセンターに報告すること。

(6) 関係機関との連携

技術的な課題や資金的な課題等、コンサルティング支援で解決が困難な課題が発生した際は、関係機関と連携した上で、課題の解決に努めること。

なお、課題解決が困難と判断される場合は、速やかにセンターへ報告すること。

(7) 効果検証の実施

当該年度の支援事業者に対してアンケート等を実施し、事業効果を検証すること。

(8) 報告書の作成

実施結果（支援内容、開催の様子が分かる写真等）、アンケート結果、効果検証等について取りまとめた報告書を作成し、センターに提出すること。

2 その他

(1) 悪意がある場合や目的を達成できない程度が甚だしい場合には、委託料の全部又は一部の返還を求める場合がある。

(2) 事業を実施したことを証する証拠書類等が確認できない場合は、委託料を減額する場合がある。

(3) 委託業務の実施に当たっては、国や地方公共団体等の他の助成金、補助金、委託費等を使用しないこと。

(4) 受託者は、委託業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、センターと協議すること。